

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○

○○○○ 様

処分庁 稲沢市図書館長

審査請求人が令和8年2月24日に提起した、稲沢市図書館長が令和8年1月25日付けで行った図書貸出申込書（利用者登録用）の代理申請不受理処分について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

本件は、審査請求人の代理人が図書貸出申込書（利用者登録用）の提出を行ったところ、当該申請が受理されなかったことについて審査請求がなされたものである。

第2 審査請求人の主張の要旨

図書館規則において申請者を本人に限定する規定はなく、本件処分は不当であるとする。

第3 処分庁の弁明の要旨

本人による申請を原則とする運用に基づき本件申請を受理しなかったが、代理申請に関する明確な規定が整備されていなかったことを認めている。

第4 当庁の判断

1 関係規定について

図書館規則において、申請者を本人に限定する明確な規定は認められない。

2 本件処分について

本件においては、代理人が委任状及び本人確認書類を持参しており、申

請の真正性を一定程度確認することが可能であったと認められる。

このような状況において、明確な根拠規定がない中で申請を受理しなかったことは、適切であったとはいえない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和8年4月23日

審査庁 稲沢市教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。